



■平成29年9月5日～9月28日、9月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。  
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

## 山本せいごの一般質問（9月会議）

### 緑豊かな郷土の歴史的環境の保全について

土地利用総合計画で、町全体で統一感のある魅力的な地域空間を形成していくために、「農のゾーン」「まちのゾーン」「山のゾーン」「ふれあいゾーン」の4つのゾーンを設定、ゾーン別に基本方向を示している。その中で、西部や南部の森林地域の「山のゾーン」、山田川と煤谷川流域の「ふれあいゾーン」について、環境保全の面から次の各項目について問う。

**質問1:**前記2ゾーンについて、どのように取り組み、また今後どのように対応していくのか。

答弁:①山のゾーンは、東畑地域の里山交流ひろばや山田荘地域の京都モデルファーム運動など住民主体の里山保全モデルの促進を図る。  
②ふれあいゾーンは、桜の植樹や遊歩道、親水空間として人々が交流できる空間として誘導を図る。



里山の会・活動報告より転載



参考・桜並木と遊歩道

**質問4:**乱開発や環境破壊の行為による景観確保を含め、環境保全をどう図っていくのか。

答弁:①許可権者の京都府が、適正な開発行為であることを審査し許可されている。  
②本町では、宅地開発事業に関する指導要綱を定めており、環境保全、公害防止、自然環境の保全について事業者に指導している。

**質問2:**飲料水に活用している地下水の品質をどう保持し、対応しているか。

答弁:①本町全体を対象に、水質汚濁防止法により、工場や事業場からの河川への排水、地下への水の浸透が規制されており、住民の健康の保護と生活環境が保全されている。  
②事業者とは環境保全計画を締結し、土壌汚染、地下水汚染など未然防止を求めている。

**質問3:**山田川、煤谷川の親水空間の水質汚濁、農業用水としての水質をどう確保するのか。

答弁:①河川の水質検査を年2回、12の河川の17か所で実施している。  
②定期的水質検査で水質汚濁の未然防止に努める。また事業所からの排水について、指導を徹底する。

**質問5:**打越台清掃センターが廃止後の跡地利用計画と敷地内土砂の処理方法の基本的な考え方は。

答弁:①施設撤去後の跡地利用計画は、まだ策定していない。  
②施設内土砂の処理方法については、相楽郡西部塵埃処理組合に環境調査の実施と適正処理を求める。

### 土砂等による土地の埋め立て等による環境保全について

「山のゾーン」内にある南稲地域の河原谷地域の産業廃棄物再生土砂などによる埋め戻しについて、永らく、産廃処理などを行う建設業者と自治会において、環境保全にかかる協定問題が難航している。町としてどう対応するのか問う。

**質問1:**町として環境保全の姿勢が求められる。搬入土砂の安全確保にどのようにかわるのか。

答弁:①京都府の土砂条例において、土壌汚染の基準に適合しない場合は、撤去または必要な措置をとるよう命じることができる。  
②町として、そのような事案を把握した際は、京都府に対して条例に基づく指導を要請する。

**質問2:**搬入前と搬入後の地下水を定期的に測定する必要がある。水質検査をどうするのか。

答弁:①現在協議中の協定において、定期的に地下水の水質検査を行うなどの水質汚濁防止策の実施が盛り込まれる見通し。  
本協定書の締結に向け京都府と共同で調整を図っている。

# 議会だより (つづき 1)

**質問3:** 府の条例で、関係自治体と事業者は環境保全協定書の締結が求められている。町としてどう支援しているか。

答弁: ①町と事業者の締結の規定はない。  
②自治会と京都府を交えた意見交換の場の設定など協定書の締結に向け地元の支援を行っており、今後も自治会と事業者との合意に向け調整していきたい。



**質問4:** 町として、事業者との取り決め等をどのように文書化し、公開するのか。

答弁: ①町と事業者との協定書の締結の規定がないので文書はない。  
②自治会からの意見書、事業者からの見解書は、京都府のホームページで公開される。

**質問5:** 土砂採取・搬入について、城陽市や京田辺市では条例の制定を進め、ハードルを高くしている。実情と対応の町の考え方は。

答弁: ①京田辺市は、産業廃棄物の埋め立ての違法な開発。城陽市は、道路上への砂利や泥の被害や河川への泥水の流出などの問題で条例を制定した。  
②京都府はこうした問題の解決に向け、地元住民との協定締結を求める条例を整備した。  
③本町は、京都府の指導で規制が効果を発揮していると考え、現行により対応していく。

**質問6:** 精華町の環境保全を考え、「土地の埋め立て等の規制に関する条例」の制定を提案するがいかがか。

答弁: ①京都府の条例による規制で事業の安定性が確保されていると考えており、独自の条例を制定する予定はない。  
②今後は、京都府や先行自治体の条例制定の経緯や内容、実施状況を調査等行い、指導要綱の見直しを含め研究していきたい。

**再質問:** 精華町の野山を守る、町を守る観点から、府条例に加え、地域の実情に合った町独自の小さな部分、小さな開発行為に対する条例は必要である。

答弁: ①町として実態を把握し、先行の自治体の実例なり状況・対応の内容について調査し適切に判断したい。



- (1) 近隣府県で問題が多発、大阪府は府条例に加え市町村の条例を促す。先手を打つ事が重要。
- (2) 町独自の条例制定があって、それに基づいて自治会等を指導されたら安心できる。直結した自治体としてそのことが必要と、今の(一般質問の)やり取りで痛切に感じた。
- (3) 監視体制、汚染土壌の問題、地下水浸透の問題とか、煤谷川の農業用水にかかわってくる。精華町町民の暮らしに影響する恐れのある開発行為と認識する。十分検討いただきたい。
- (4) 5年間、町内をダンプが運ぶ。交通事情、道路事情、いろんな問題が町全体にかかわる。町全体のいろんなセクションで総合的に見て、協定に生かす態勢を整えていただきたい。

## 軽度の要介護者向けサービスについて



**質問1:** 軽度の介護者向けサービスは、4月から介護保険事業から市町村事業に移行されたが、その受け皿の総合事業としての体制が整っていないと考えている。本町の課題と問題点にどう取り組んでいくのか。

また、新サービス分野では事業所の収入減から経営を圧迫しているが、今後の対策は。

答弁: ①団塊の世代が75歳になる2025年を目途に体制整備を市町村ごとに取り組むことになっている。  
②通所型サービスは8か所あり、一定のサービスが確保できている。  
訪問型サービス事業所は2か所で、サービス提供が不足している。(町内事業所のサービス提供は6割)  
③要介護の訪問介護は、資格を有する者の人材不足で、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。総合事業で行う訪問型サービスAは、養成講座を受講した者がサービス提供ができ、生活支援スタッフとして支援している。  
④事業所の安定経営とサービスの安定供給の観点から、町と連携・協力し、介護従事者資格取得受講料助成等も活用しながら、介護人材の育成、確保に努める。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX

0774-94-3301

Eメール

seigo722@balloon.ne.jp

ホームページ

http://www.balloon.ne.jp/seigo722/